

「低圧電気取扱業務に係る特別教育(開閉器の操作の業務に限る)」実施のご案内

労働安全衛生法では、労働者を低圧電気(交流600ボルト以下、直流750ボルト以下)の取扱業務に従事させる場合には、次のとおり特別教育を行う事を事業者[※]に義務付けています。

- ①「充電部分の露出した開閉器の操作の業務」 学科7時間 実技1時間
- ②「充電電路の敷設若しくは修理の業務」 学科7時間 実技7時間

そこで、桑名労働基準協会では四日市労働基準監督署のご指導の下、上記①「充電部分の露出した開閉器の操作の業務」に係る特別教育を、下記のとおり実施することと致しましたので、是非この機会に未受講の方々に受講していただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、本特別教育は、実技講習が1時間の「充電部分の露出した開閉器の操作の業務」に係る特別教育であり、「充電電路の敷設若しくは修理の業務」を行わせる場合には、実技教育の時間が不足となります。

したがって、本特別教育を修了した者に「充電電路の敷設若しくは修理の業務」を行わせる場合には、さらに6時間の実技教育が必要となる点にご留意ください。

記

1 開催日時・場所

令和6(2024)年5月24日(金) 9:15 ~ 18:50 【学科】および【実技】

柿安シティホール 3階 大会議室(桑名市中央町3-20)
(車でお越しの方は、柿安シティホール南側の立体駐車場(名鉄協商駐車場)をご利用ください。駐車券を会場までお持ちいただければ、無料になります。)

2 受講費用

1名当たりの受講費用(テキスト代を含む)

会員事業場 8,700円

非会員事業場 11,200円

(当協会は「免税事業者」です)

3 定員

50名(定員になり次第、締切ります。)

4 締切日

令和6(2024)年5月17日(金)

締切日以後のキャンセルは、受講料の返金できませんので、ご注意ください。

5 修了証

特別教育の全過程を終了した方に、「修了証」を交付します。

6 申込方法

「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAX・持参・郵送のいずれかの方法でお申込みください。

受講費用は、申込締切日までに下記振込先に納入をお願いします。

なお、振込手数料はご負担ください。

受講費用納入を確認後、受講券を事業場または申込者個人あてFAX送信いたします。

受講券は講習当日会場にご持参の上、受付時に提出してください。

7 振込先

桑名三重信用金庫本店 (普通)982280 桑名労働基準協会

8 申込先

桑名労働基準協会(桑名市中央町3-23 桑名シティホテル3階)

TEL:0594-21-8341 / FAX:0594-23-7050

9 その他

① 会場へは開始時刻の10分前までに集合してください

② 携行品:受講票、筆記用具、ノート

③ 服装等:講習にふさわしい服装で参加してください

④ テキストは初日に会場でお渡しします。

⑤ 当日の緊急連絡先:070-4482-6309(協会にお電話いただいても不在です)